

生坂村
まち・ひと・しごと創生
総合戦略



平成27年10月
長野県生坂村

生坂村総合戦略による生坂創生に向けて

現在我が国は、人口急減・超高齢化という直面する大きな課題に対し、国と地方がともに総力を挙げて取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指しています。

生坂村は、昭和32年3月31日に合併した時、戸数1,050戸、人口5,488人となりましたが、平成22年の国勢調査では、戸数732戸、人口1,953人まで減少してしまいました。そういう状況下、当村は「生坂村第5次総合計画」を根幹として、必要に応じて新たな施策を追加し、目標値は現状を鑑み見直し、「生坂村まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「生坂村人口ビジョン」を策定いたしました。

元氣塾・お達者教室・健康応援隊等による健康保持と介護予防の取組強化、特定健康診査・特定保健指導の受診増を図り、健康管理の意識の向上と病気の早期発見により健康寿命の延伸に努めていただく中、介護サービス、高齢者生活福祉センターの運営、配食サービス、福祉有償運送サービス、高齢者見守り業務等に加え、保健師、社会福祉士による福祉の充実強化を行い、高齢者の生活の安定と健康な暮らしを継続してまいります。

「健やかに産み育む子育て支援金」に加え第3子以降の保育料の無料化、18歳まで医療費の無料化と各種ワクチン接種助成、出産祝金・入学祝金・奨学金制度、学習支援員と司書の配置、「いくっこ 子育て支援」により保健師や保育士による育児相談等総合的な子育て支援に加え、子育て支援センターを整備することにより、次代を担う子どもたちへの子育て支援と教育の充実に努めてまいります。

県営中山間総合整備事業の実施、新規就農研修制度による担い手の育成、特産品開発部等による6次産業化、生坂マル得商品券発行補助、住宅リフォーム補助、薪ステーション運営事業に加え、木材を利用したバイオマス発電の研究、IT関連事業の就業基盤の拡大を進め、商工業者の育成と生坂村の地域資源を活かした新たな雇用創出による地域経済の活性化を図ってまいります。

定住促進住宅の整備、いくさか大好き隊員の増員による様々な支援の拡充、社会资本整備総合交付金を活用した村道改良・村道の長寿命化・道路修繕工事、避難所の公民館耐震改修事業等により、村からの人口流出を抑制し、村外からの定住促進を促していくために、地域コミュニティ・防災拠点としての役割を持つ直売施設を建設するなど、安全安心に暮らせる生活基盤整備を推進してまいります。

生坂村の人材・資源・文化を活かし、村民の皆様の英知を結集し、創意工夫をして、村民の皆様との協働による村づくりの継続により、生坂創生のための事業を実施し、第5次総合計画の将来の姿「やまなみに抱かれ いつまでも楽しく暮らせる未来を創り出す村」の実現に向けて、村民の皆様のご理解、ご支援の程をよろしくお願いいたします。

生坂村長 藤澤泰彦

目次

基本的な考え方	1
(1) 人口減少と地域経済縮小の克服	1
(2) まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立	1
政策の企画・実行に当たっての基本方針	3
(1) まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則	3
(2) 取り組み体制とPDCAの整備	4
(3) 生坂村第5次総合計画との関係	4
(4) 政策目標の設定	4
(5) 期間の設定	5
(6) 政策検証の枠組み	5
(7) 総合戦略の拡充	5
1. 安定した雇用・就業の創出	6
(1) 基本目標	6
(2) 施策の基本方向	6
(3) 具体的な施策・施策ごとの重要業績評価指標	7
■施策① 農業の育成支援	7
■施策② 商工業等の育成支援	8
■施策③ 多様な就労の場の創出	9
2. 村からの人口流出を抑制し、村への移住者の増加を図る	10
(1) 基本目標	10
(2) 施策の基本方向	10
(3) 具体的な施策・施策ごとの重要業績評価指標	11
■施策① 地域資源を活かした交流と集客の促進	11
■施策② 移住の促進	12
■施策③ 安心して暮らせる生活基盤整備の推進	13
3. 結婚・出産・育児がしやすい環境を整える	15
(1) 基本目標	15
(2) 施策の基本方向	15
(3) 具体的な施策・施策ごとの重要業績評価指標	16
■施策① きめ細かな育児支援の充実	16
■施策② 出産・子育て世帯への支援	17
■施策③ 子育てしやすい環境の整備	18
■施策④ 婚活支援	20
4. 時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する	21
(1) 基本目標	21
(2) 施策の基本方向	21
(3) 具体的な施策・施策ごとの重要業績評価指標	22
■施策① 快適に暮らせる環境づくり	22
■施策② 健康づくりの推進・強化	23
■施策③ 住み慣れた地域で生活するための基盤づくり	24
■施策④ 消防・防災対策の推進	25
■施策⑤ 行財政運営の効率化の推進	26
■施策⑥ 村民との協働による地域づくり	27

基本的な考え方

(1) 人口減少と地域経済縮小の克服

国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、人口減少について、以下のよう
な認識に達しています。

- 地方と東京圏の経済格差拡大等が、若い世代の地方からの流出と東京圏への一極集中を招いており、地方の若い世代が、過密で出生率が極めて低い東京圏をはじめとする大都市部に流出することにより、日本全体としての少子化、人口減少につながっている。
- 地方は、人口減少を契機に、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥るリスクが高い。
- 人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、以下の基本的視点から、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むことが何よりも重要である。
 - ①「東京一極集中」を是正する。
 - ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。
 - ③地域の特性に即して地域課題を解決する。

(2) まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルから抜け出すために、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、まち・ひと・しごとの創生と好循環を確立することが必要だとされています。

- 地方創生は、言うまでもなく「ひと」が中心であり、長期的には、地方で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという流れを確かなものにしていく必要がある。
 - 悪循環を断ち切るには、地方に、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立しなければならない。地方への新たな人の流れを生み出すことで、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境をつくり出すことが急務である。
- ① しごとの創生
- ・特に、若い世代が地方で安心して働くことができるようになるためには、「相応の賃金」＋「安定した雇用形態」＋「やりがいのあるしごと」といった要件を満たす雇用の提供が必要となる。こうした『雇用の質』を重視した取り組みこそが、労働力人口の減少が深刻な地方では重要。
 - ・高付加価値商品の開発や地域への新たな人の流れなど、地域経済に新たな付加価値を生み出す核となる企業・事業の集中的育成、企業の地方移転、新たな雇用創出につながる事業承継の円滑化、地域産業の活性化等に取り組み、将来に向けて安定的な『雇用の量』の確保・拡大を実現する。

②ひとの創生

- ・地方への新しい人の流れをつくるため、しごとの創生を図りつつ、若者の地方での就労を促すとともに、地域内外の有用な人材を積極的に確保・育成し、地方への移住・定着を促進するための仕組みを整備する。
- ・くらしの環境を心配することなく、地方でのしごとにチャレンジでき、安心して子どもを産み育てられるよう、結婚から妊娠・出産・子育てまで、切れ目のない支援を実現する。

③まちの創生

- ・人々が地方での生活やライフスタイルの素晴らしさを実感し、安心して暮らせるよう、中山間地域等、地方都市、大都市圏等のそれぞれの地域の特性に即した地域課題の解決と、活性化に取り組む。

当村でもこれまで、人口の減少と高齢化に対応し、若い移住者の受け入れや子育て支援、農山村の資源を活かした産業振興等、村の特徴に即しながら、村外への流出人口減少に努め、若者の定住を図るための施策を行ってきましたが、こうした施策をさらに充実させる必要があります。

政策の企画・実行に当たっての基本方針

(1) まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則

国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、これまで講じられてきた、地域経済・雇用対策や少子化対策によっても地方の人口流出が止まらず少子化に歯止めがかかっていない要因を分析した上で、従来の政策の弊害を排除し、人口減少の克服と地方創生を確実に実現するため、次の5つの政策原則に基づきつつ、関連する施策を展開することを求めています。

①自立性

- ・各施策が一過性の対症療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるようなものであるようにする。また、この観点から、特に地域内外の有用な人材の積極的な確保・育成を図る。

②将来性

- ・地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。
- ・活力ある地域産業の維持・創出、中山間地域等において地域の絆の中で心豊かに生活できる環境を実現する仕組み等も含まれる。

③地域性

- ・国による画一的手法や「縦割り」的な支援ではなく、各地域の実態に合った施策を支援することとする。

④直接性

- ・限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、ひとの移転・しごとの創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施する。

⑤結果重視

- ・目指すべき成果が具体的かつ適切な数値で示されており、その成果が事後的に検証できるようになっていなければならない。
- ・成果の検証結果により取り組み内容の変更や中止の検討が行われるプロセスが組み込まれており、その検証や継続的な取り組み改善が容易に可能である必要がある。

以上のような国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方や政策5原則等を基に、当村においても、地域の資源を発掘して活かしつつ、人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指します。

(2) 取り組み体制とPDCAの整備

「生坂村まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、国の「総合戦略」を勘案して、今後5ヵ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものです。2016年度以降は、本総合戦略に基づき、データによる政策効果検証を行い改善を進めるPDCAサイクルを本格的に稼働させます。

(3) 生坂村第5次総合計画との関係

当村では、平成22年度を始期として平成31年度を目標年次とする第5次総合計画を策定しています。第5次総合計画は、本村が直面している少子高齢化や人口減少の進行、医療、福祉、教育の体制強化、産業振興など喫緊に対応しなければならない課題の解決を目指したものです。このように、第5次総合計画と今回策定する「生坂村まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、その目標を同じくする部分も多いことから、総合戦略は総合計画を活かしつつ、必要に応じて新たな施策を追加し、あるいは目標数値を見直すという観点で策定することとします。

(4) 政策目標の設定

国の「総合戦略」では、以下の4つの「基本目標」を国レベルで設定し、地方における様々な政策による効果を集約し、人口減少の歯止め、「東京一極集中」の是正を、着実に進めていくこととしています。

基本目標① 地方における安定した雇用を創出する

- 東京圏への一極集中を是正するためには、若い世代の東京圏への転入超過を解消する必要があり、そのためには、地方において若い世代の安定した雇用を生み出せる力強い地域産業の競争力強化に取り組む必要がある。
- 雇用の量ばかりでなく、職種や雇用条件、生活環境の不適合などによる雇用のミスマッチや、ポテンシャルある女性の就業機会の不足などの理由により、地方で生かされない潜在的な労働供給力を地域の雇用に的確につなげていくため、魅力ある職場づくりや、労働市場環境の整備に取り組み、正規雇用等の割合の増加、女性の就業率の向上など、労働市場の質の向上を図る。

基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる

- 地方で生み出す雇用を、地方への移住・定着に結び付けるべく、東京圏から地方への移住の促進、地方出身者の地元での就職率向上など、地方への新しい「ひと」の流れづくりに取り組み、「しごと」と「ひと」の好循環を確立する。

基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- 地域の実情に即し、若年世代が安心して働ける質の高い職場を生み出し、結婚希望の実現率を引き上げていくとともに、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のな

い支援や、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の確保に取り組むことによって、夫婦が希望する子育て環境を提供し、夫婦の予定する子ども数の実現割合を引き上げるよう取り組む。

基本目標④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

○「しごと」と「ひと」の好循環を、「まち」の活性化によって、より強固に支える。

当村の総合戦略においても、国の示す4つの基本目標に沿って、5年後の基本目標を数値で設定します。

（５）期間の設定

平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの5か年間とします。

（６）政策検証の枠組み

4つの基本目標ごとに具体的に講ずる施策を定めます。総合戦略の進捗について、施策ごとに、重要業績評価指標（KPI）を用いて、その施策効果や目標達成の状況等を検証し、改善を進めるPDCAサイクルを確立します。

（７）総合戦略の拡充

農村集落活性化支援事業によって今後当村で策定される予定の計画内容を取り込む等、随時必要な見直しを行っていきます。

1. 安定した雇用・就業の創出

(1) 基本目標

○農林地の多い本村の特色を活かし、農林業の振興により、新規就農者と農業関連産業を中心に、地に足のついた産業の育成による就業基盤を創出します。

数値目標	基準値	目標値
就業者数	558人 (H26年経済センサス)	560人 (H31年経済センサス)
新規就農者数	14世帯 (H27年度までの総数)	17世帯 (H31年度までの総数)

(2) 施策の基本方向

○農業の育成支援

本村の地域資源である農地を活用し、若者から高齢者までの多様な主体が能力を発揮できるような農業就業の場を育成します。また、農業を基盤とした6次産業化を進め、農業者の所得向上を図ります。

○商工業等の育成支援

食品関連産業や観光関連産業、木質バイオマス産業など、農林業を基盤とした商工業等の育成を進め、就業機会の創出を図るとともに、地域活性化につなげます。

○多様な就労の場の創出

病気や障がい等による就労困難者の雇用機会の充実を図ると同時に、村の福祉環境の充実につなげます。また、整備されたネットワーク環境を活用して、IT関連事業の就業基盤拡大につなげます。

(3) 具体的な施策・施策ごとの重要業績評価指標

■施策① 農業の育成支援

数値目標	基準値	KPI (H31)
特産品販売額	4,000 万円 (H27)	5,500 万円
耕地面積	237ha (H26 耕面統計)	237ha

(1) 農家の育成・支援		
<p>生坂農業を活性化するために、産業としての農業の確立に向け農業者への支援を行い、営農しやすい環境整備について支援を行います。また、農村集落活性化支援事業を活用し、地域の活性化を図ります。</p>		
内 容	担 当	
<ul style="list-style-type: none"> ○補助制度による新規就農、担い手、集落営農化への支援 ○新規就農研修制度の推進 ○有害鳥獣の駆除、鳥獣被害の防除推進 ○耕作放棄地の解消及び防止のための農業公社運営補助 ○村の特色を活かした地域戦略作物の推進 	振 興 課	
(2) 農地の多面的機能の促進		
<p>営農組合の活性化や担い手農家の効率的な経営を図るために、多面的機能の促進及び農業生産基盤の整備を推進していきます。</p>		
内 容	担 当	
<ul style="list-style-type: none"> ○中山間地域における農業の多面的機能保持 ○中山間地域総合整備事業による農業生産基盤整備事業促進 	振 興 課	
(3) 特産品の開発・販売		
<p>6次産業化を推進することにより、雇用の拡大につながるように特産品の開発・販売を促進するための事業の支援を行います。</p>		
内 容	担 当	
<ul style="list-style-type: none"> ○活性化コーディネーターによる開発支援 ○農村集落活性化支援事業による開発・販売支援 ○関係機関・団体及び企業等との連携による6次産業化の推進 ○中山間地域総合整備事業による直売所・加工施設の建設 	振 興 課	

■施策② 商工業等の育成支援

数値目標	基準値	K P I (H31)
事業所数	107 事業所 (H27)	112 事業所
新規企業立地数	— (H26)	2 企業

(1) 地域資源を活かした新規産業の創出		
<p>村の環境及び特色を活かした企業立地を行うために、新規企業者に対して支援及び調査開発を推進します。</p>		
内	容	担当
	<ul style="list-style-type: none"> ○企業立地に向けた助成 ○新規産業開発への支援 ○食料品販売店の新規開設及び増設への助成 	振興課
(2) 森林資源の利活用の促進		
<p>未使用資源の村有林や民有林の有効活用と健全な森林育成を進め、林業の生産基盤の整備と保全に努めます。</p>		
内	容	担当
	<ul style="list-style-type: none"> ○森林整備事業の促進 ○生坂村薪ステーションの運営促進 ○木材を利用したバイオマス発電の調査研究支援 	振興課
(3) 商工業者の育成支援		
<p>村内の商工業の活性化を図るために、商工業者及び新規企業者に対して支援を行います。</p>		
内	容	担当
	<ul style="list-style-type: none"> ○マル得商品券による商工業者への支援 ○新規企業者、規模拡大事業所への支援 	振興課

■施策③ 多様な就労の場の創出

数値目標	基準値	K P I (H31)
就労センター施設授産	21人 (H27)	20人
就労センター家庭授産	11人 (H27)	20人

(1) 社会就労センターによる就労支援		
<p>社会就労センターの機能を発揮し、様々な理由により就労の機会を十分に得ることができない方々に対し、援護と自立更正が図られるよう支援を促進します。</p>		
内 容	担 当	
<ul style="list-style-type: none"> ○就労希望者への支援 ○多様な仕事の確保 	住 民 課 健康福祉課 教育委員会	
(2) 障がい者等の社会参画推進事業		
<p>様々な支援を必要とする者に対し地域で支え合いながら生活していけるよう、雇用環境の整備を進め必要に応じたサービスを提供し、社会参加に向けた取り組みを推進していきます。</p>		
内 容	担 当	
<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者等の要支援者の実態把握 ○村内の事業所（やまなみ荘、かあさん家、農業公社、役場他）での受け入れ推進 ○親子カフェでの雇用促進 	住 民 課 健康福祉課 教育委員会	
(3) 村内雇用の創出と支援		
<p>村内での雇用者を増やしていくため、村内企業との情報共有を進めるとともに、村の各種事業においても村内での雇用の創出や雇用の確保、就労希望者への情報提供等の支援を行い、村内での雇用拡大を図ります。また、既存のネットワーク環境を活用したIT関連事業の就業基盤拡大を進めます。</p>		
内 容	担 当	
<ul style="list-style-type: none"> ○村内雇用確保に向けた村内企業との連携 ○村事業での雇用創出と雇用の促進 ○IT関連事業による雇用創出 	全 課 教育委員会	

2. 村からの人口流出を抑制し、村への移住者の増加を図る

(1) 基本目標

- 当村の魅力をPRするとともに、移住者向け住宅の整備と就業基盤の創出により、移住者の受け入れを推進します。また、特産であるブドウを活かし、村外からのブドウ栽培への新規参入促進を図ります。他方で安心して生活できる生活基盤の整備を進めることにより人口流出を抑制します。

数値目標	基準値	目標値
人口	平成27年10月1日現在 住民基本台帳人口 1,921人	平成31年10月1日現在 住民基本台帳人口 1,843人
転出者数	平成26年度住民基本台帳 移動報告(日本人52人)	平成31年度住民基本台帳 移動報告40人
転入者数	平成26年度住民基本台帳 移動報告(日本人42人)	平成31年度住民基本台帳 移動報告47人

※人口の目標値は、生坂村人口ビジョンの国調ベースによるH27人口とH32人口から国調ベースのH31人口を推計し、これにH27の国調人口と住基人口の比を掛けて算出しています。

(2) 施策の基本方向

○地域資源を活かした交流と集客の促進

村の自然や特産品を活かした体験交流を促進することにより、村の魅力をアピールし、体験交流人口の中から移住希望者が生まれるようにします。同時に交流促進による村の特産品の需要拡大や観光入り込み客の増加を通じて、これらに関連する就業基盤の拡大と地域の活性化につなげます。

○移住の促進

空き家を活用して、移住希望者向け住宅を整備するとともに、不良住宅の除却を進めて地域環境を改善することによって、移住者の受け入れを図ります。

○安心して暮らせる生活基盤整備の推進

上下水道や交通基盤整備のほか、若者の生活にとって欠かせない情報ネットワーク環境の整備を進めることにより、人口の流出を抑制するとともに、移住者の増加を図ります。

(3) 具体的な施策・施策ごとの重要業績評価指標

■施策① 地域資源を活かした交流と集客の促進

数値目標	基準値	KPI (H31)
村内宿泊者数	3,712人 (H26)	4,086人
農家民泊施設	1施設 (H26)	3施設
村営やまなみ荘によるアウトドアスポーツの体験者数 (年間延べ人数)	30人 (H27)	350人

(1) 地域資源を活かした交流の推進		
農業や田舎暮らし体験、観光農園や各種イベントなど地域資源や郷土食を活かした誘客や交流の推進を図ります。		
内	容	担当
<ul style="list-style-type: none"> ○農業体験ツアー等の都市との交流事業の推進 ○各種イベントの企画・開催 ○観光情報の発信 ○農家民泊実施農家への支援 ○村営宿泊施設・旅館・農家民泊等の集客力強化 ○観光農園や体験農園、郷土食による誘客の促進 ○村内公園の効果的な活用の推進 ○観光施設等への案内看板設置 		振興課
(2) アウトドアスポーツ体験エリアの普及推進		
地域資源を活かしたアウトドアスポーツ体験エリアの整備と、体験による新たな交流の場、魅力や価値を感じることが出来る場を創出し、交流人口の増加を促進します。		
内	容	担当
<ul style="list-style-type: none"> ○体験エリアの調査及び関連設備の整備 ○アウトドアスポーツ体験による誘客の促進 ○イベント等の開催による普及推進 		振興課
(3) アウトドアスポーツ拠点施設の整備		
新たな村の観光資源であるアウトドアスポーツの拠点として、やまなみ荘の機能向上を図り、利用者へのサービス向上による滞在時間の延長やリピーター確保につなげます。		
内	容	担当
<ul style="list-style-type: none"> ○アウトドアスポーツの拠点やまなみ荘の機能向上等の施設整備 ○やまなみ荘でのアウトドア体験プランの企画・運営 ○広域的なPR活動の推進 		住民課

■施策② 移住の促進

数値目標	基準値	K P I (H31)
空き家バンク制度を利用して移住した世帯	8世帯 (H26までの総数)	13世帯 (H31までの総数)
移住体験施設等の整備数	— (H26)	1棟

(1) 空き家バンク制度の推進		
<p>移住者の増加を図るため、村内の入居可能な空き家物件を調査し、空き家バンクやWEBサイトの楽園信州空き家バンクへの登録、空き家情報の紹介を行います。</p>		
内	容	担当
○空き家バンク制度等の登録物件の調査推進 ○空き家バンク制度や住宅リフォーム補助等の情報提供及び紹介		村づくり推進室
(2) 移住体験施設等の整備		
<p>移住希望者と地域との相互理解を促進し、移住者の定着向上を図るため、空き家を利用した居住体験や農業体験ができる施設を整備します。</p>		
内	容	担当
○空き家を活用した移住体験施設シェアハウスの整備 ○移住体験希望者の受け入れ ○施設等の維持管理・運営		村づくり推進室 総務課 振興課
(3) 新規就農者の定住支援		
<p>農業の担い手を確保するため、村外からの就農希望者を受け入れ、農業経営に必要な農地の確保や空き家のリフォームを行い、定住を支援します。</p>		
内	容	担当
○農地の確保と空き家のリフォーム支援 ○集落による農地再生事業の推進		村づくり推進室
(4) 不良住宅・空き家住宅等の除却事業の推進		
<p>居住環境改善のため、空き家等対策計画を策定し、不良住宅、空き家住宅等の除却事業を促進します。</p>		
内	容	担当
○不良住宅、空き家住宅等の除却推進事業		村づくり推進室
(5) 移住者の定着推進		
<p>移住者が生活するうえで早期に地域へ定着できるように、地域との交流の促進や必要なサポートを行い、定住を推進します。</p>		
内	容	担当
○移住者への地域交流の促進と適切なサポートの実施		全課 教育委員会

■施策③ 安心して暮らせる生活基盤整備の推進

数値目標	基準値	K P I (H31)
1・2級村道改良率	61.8% (H26)	64.0%
簡易水道有収率	68.6% (H26)	72.6%
下水道排水加入率	87.0% (H26)	90.0%
村営住宅整備数	19戸 (H26までの総数)	25戸 (H31までの総数)
村営バス月平均利用者数	2,735人 (H26)	2,800人
I C N視聴戸数率	89.7% (H26)	93.0%
大容量高速情報サービス加入率	49.5% (H26)	53.0%

(1) 道路の整備		
村道幹線道路は計画的に改良を進め、住民の生活道路として集落間の連絡や生活・福祉の向上のために整備を推進します。		
内	容	担当
○村道改築事業の推進 ○道路ストック（舗装・法面）総点検に基づく村道の長寿命化・道路修繕工事及び橋梁長寿命化計画に基づく定期点検、橋梁修繕工事の促進		振興課
(2) 上・下水道施設の整備		
上・下水道施設の機能維持促進と老朽施設の計画的な修繕管理、新水源地を活用した給水計画を進め、水の安定供給に努めます。		
内	容	担当
○簡易水道施設の適正な維持管理及び老朽施設の更新促進 ○下水道施設の適正な維持管理及び老朽施設の更新促進 ○新水源地を活用した給水計画の樹立及び事業実施促進		振興課
(3) 村営住宅の整備促進		
若者の定住促進を進めるため、低料金で入居できる村営住宅の整備・建設を行い、移住・定住者の増加を促進します。		
内	容	担当
○新たな村営住宅の整備及び建設の促進 ○既存住宅の管理業務		振興課
(4) 地域公共交通機関の充実		
通学・通勤・通院など住民の重要な移動手段として必要不可欠であることから、持続可能な交通システムとするためサービスの向上と運行体制の効率化を進めます。		
内	容	担当
○村営バス（路線、周回デマンド）の運行と計画的な車両更新、住民ニーズに沿ったサービスと採算性の高い効果的な運行の実施 ○高齢者や障がい者、小中高校生を対象とした乗車料金の支援 ○スクールバス、保育園バスの運行及び計画的な車両更新		総務課 教育委員会

(5) 地域情報ネットワークの推進

ICNによる難視聴地域の解消と行政情報等の発信とともに、大容量高速情報通信サービスの普及・推進を図り効率的な運用に努めます。また、各分野におけるICTの活用について検討を進めます。

内 容	担 当
○ ICNの普及・活用の促進と情報発信の充実 ○ ICN放送施設及び機材、ケーブル等の設備の保守管理 ○ ブロードバンドケーブル等の設備の保守管理とサービスの利用促進 ○ ICTの活用に関する検討の推進	総 務 課 全 課

3. 結婚・出産・育児がしやすい環境を整える

(1) 基本目標

○出産、育児をサポートする体制を整えることによって、出生率の上昇を図るとともに、男女の出会いを促進し、子育て世代の定住と転入促進を図ります。

数値目標	基準値	目標値
合計特殊出生率	1.48 (H27 社会保障・人口 問題研究所推計準拠値)	1.62 (H31)
18歳未満人口年間転出者 数	住民基本台帳による7人 (H26)	住民基本台帳による6人 (H31)
18歳未満人口年間転入者 数	住民基本台帳による5人 (H26)	住民基本台帳による6人 (H31)

※合計特殊出生率の目標値（H31）は、平成27年（2015年）の村の出生率1.48（社会保障・人口問題研究所推計値）から2025年の長野県将来人口シナリオAの目標値（1.84）に向かう移行期間と位置づけ、出生率の上昇は直線的なものと仮定して算出しています。

(2) 施策の基本方向

○きめ細かな育児支援の充実

育児や教育についての悩みを抱えている家庭の支援を行うことで、虐待やDVを防止し、子育て世帯が安心して暮らせるようにします。

○出産・子育て世帯への支援

出産・育児にかかる医療支援体制を充実させるとともに、子育て世帯への経済的負担を軽減するため、子育て家庭の生活支援を実施します。

○子育てしやすい環境の整備

幼児や学童などの預かり施設等の充実及び、預かり施設への送迎にかかる経済的負担の軽減を図り、仕事をしながら育児をしやすい環境を整えます。また、義務教育後の進学にかかる経済的負担の軽減を図ります。

○婚活支援

結婚を希望しているにもかかわらず出会いの場が少ない方々のために、出会いの機会を増やすための取り組みを推進します。

(3) 具体的な施策・施策ごとの重要業績評価指標

■施策① きめ細かな育児支援の充実

数値目標	基準値	K P I (H31)
支援が必要と認められる家庭への訪問対応率(養育支援訪問)	100% (H26)	100%

(1) 育児支援の充実		
家庭における育児に関する悩みや不安を軽減し、サポートするために相談体制の充実・拡充を図り、適切な育児支援を進めます。		
内	容	担当
○家庭児童相談の充実による子育て支援の推進 ○早寝早起き朝ごはん等の生活習慣の形成、定着の推進 ○C A P研修の実施等による児童虐待防止の推進と啓発 ○母子保健との連携による養育支援の推進		健康福祉課 教育委員会
(2) 安心して生活し育児をするための支援		
D Vや虐待の被害者支援のため、関係機関と連携して適切なサポートを行います。また、障がい児の生活を支援する事業を推進します。		
内	容	担当
○D V等による母子生活支援施設入所措置 ○障害児通所給付及び障害児相談支援給付、育成医療給付の実施		健康福祉課

■施策② 出産・子育て世帯への支援

数値目標	基準値	K P I (H31)
乳幼児健診平均受診率	80% (H26)	100%
新生児期助産師訪問	100% (H26)	100%
村単福祉医療措置率	100% (H26)	100%

(1) 子どもの健やかな成長のための支援体制の充実		
誰もが安心して出産、子育てができる環境づくりを進め、子どもがのびのびと健やかに成長するための支援を行います。		
内	容	担当
	<ul style="list-style-type: none"> ○妊婦・乳幼児健診や保健指導・訪問活動の実施 ○妊娠・出産に関わる包括的な支援事業、離乳食教室、フォロー相談、歯科相談等の実施 ○助産師による新生児期の全戸訪問の実施及び新生児の成長過程を評価し、母親のマタニティブルーへの支援 ○不妊・不育症治療への医療費助成 ○養育のための入院が必要な未熟児への医療給付 ○松本地域出産・子育て安心ネットワーク協議会による産科医療体制の確保及び共通診療ノートによる妊婦健診・出産に係る医療機関の連携 ○小児科・内科夜間急病センター及び休日当番医制事業による夜間・休日等の救急医療体制の確保 ○子どもの予防接種の実施 ○高校生までのインフルエンザ予防接種の助成 	健康福祉課
(2) 子育て世帯の経済的負担の軽減		
子育て世帯の経済的負担を軽減するため、世帯に対して医療費の補助や出産祝金の支給、また保育料や水道料の減免などを行い、子育て世帯の生活を支援します。		
内	容	担当
	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児から 18 歳までの子育て世帯への医療費負担の軽減 ○出産祝金の支給 	健康福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ○健やかに産み育む子育て支援金等、村単独事業による子育て世帯への経済的支援 ○児童手当・児童扶養手当の支給 	住 民 課

■施策③ 子育てしやすい環境の整備

数値目標	基準値	K P I (H31)
小学生児童館利用率	57% (H27)	60%
ファミリーサポート登録者数	— (H27)	10人
チャイルドシート等貸し出し制度利用率	20% (H27)	50%
児童クラブ登録率	50% (H27)	50%
児童クラブ登録児利用率	35% (H27)	50%
奨学金該当者(年)	3名 (H27)	3名

(1) 子育て支援センターの整備		
地域子育て支援の拠点として子育て支援センターを整備し、保育士を常駐させ、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場所を提供します。		
内	容	担当
○	子育て支援センターの整備	教育委員会
(2) 利用者支援及び地域子育て支援拠点事業		
子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域子育て支援事業を円滑に利用できるようサポートを行います。		
内	容	担当
○	子育て家庭の「個別ニーズ」の把握	教育委員会
○	地域の子育て関連情報の提供	
○	いくっこ子育て支援サポート事業の推進	
○	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進	
○	子育て等に関する相談・援助の実施	
○	子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	
○	親子カフェの設置	
(3) 子育て援助活動支援事業		
乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。		
内	容	担当
○	保育施設等への送迎	教育委員会
○	保育施設等の開設前や終了後又は学校の放課後の子どもの預かり	
○	保護者の病気や急用、冠婚葬祭時等の子どもの預かり	
○	ママヘルプサービス	
○	ボランティア育成	
○	家庭支援・講習・研修の開催	

(4) 安定した保育の推進		
子育て世代の多様化するニーズに対応した保育を推進し、安心して子どもを預けることができる環境と保育の充実を図ります。		
内	容	担当
	○保育園の運営・維持管理 ○保育内容の充実と保育士の確保 ○自園給食の提供、延長保育を活用した柔軟な保育の実施	教育委員会
(5) チャイルドシート等貸し出し事業		
チャイルドシート等の購入に要する保護者の負担を軽減することにより、その普及を促進し、子どもの交通安全と外出時の支援を進めます。		
内	容	担当
	○チャイルドシートの貸し出し ○ベビーカーの貸し出し	教育委員会 健康福祉課
(6) 放課後の子どもの居場所づくり		
放課後や土曜日など子どもたちに安全・安心な活動拠点を確保し、様々な体験や交流、学習活動の機会を通じ社会性・自主性・創造性等の育成を図るとともに、児童の健全育成を支援する場を提供します。		
内	容	担当
	○児童館の管理・運営 ○児童クラブの充実（児童支援員の確保） ○子ども教室の充実（活動推進員、サポーターの確保）	教育委員会
(7) 図書室による子育てサポートの推進		
公民館図書室の司書による図書を通じた子育て世帯の交流と、子育て支援の充実を図ります。		
内	容	担当
	○ブックスタート事業の充実 ○学校図書館との連携による各教科等の学習や児童生徒の自主的な読書活動への支援 ○読書推進に係る事業、広報活動の実施 ○図書室の管理運営	教育委員会
(8) 奨学金貸与制度		
高校生、専門学校生、大学生を対象に保護者の経済的負担が軽減できるよう、申請した該当者に奨学金を貸与し、安心して勉学に励める環境づくりを進めます。		
内	容	担当
	○生坂中学校卒業生を対象とした修学意欲が高く成績優秀かつ向学心が旺盛な者への貸与 ○卒業後1年以内に就労し、生坂村内の居住期間が条件を満たす場合に限り未償還額の全額免除	教育委員会

■施策④ 婚活支援

数値目標	基準値	K P I (H31)
20歳～45歳転出者	33人 (H26)	25人
婚活イベントカップル成立数	— (H26)	3組

(1) 婚活支援	
<p>少子高齢化を抑制するため、村内在住者の定住や、本村への移住・定住に向けた結婚に関する支援に取り組みます。</p>	
内 容	担 当
<ul style="list-style-type: none"> ○婚活セミナー・イベントの開催 ○婚活に係る情報提供のほか、ニーズに合った支援 ○婚活サポーターの育成 	住 民 課

4. 時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(1) 基本目標

○村内の各地区住民と行政が連携・協働し、住民の主体的な力を引き出しながら、住民の誰もが、安全で快適に暮らすことのできる環境と、生きがいを持って活躍できる地域づくりを目指します。

数値目標	基準値	目標値
可燃ごみ量	261.8 t (H26)	259.0 t (H31)
介護認定率	17.5% (H26)	17.5% (H31)
実質公債費比率	11.9% (H26)	11.0% (H31)

(2) 施策の基本方向

○快適に暮らせる環境づくり

ゴミの適正処理やリサイクル、環境美化などを通じて、自然と美しい景観に恵まれた地域の居住環境を守ります。

○健康づくりの推進・強化

各種検診の受診率向上や村民の健康意識の向上を通じて、生活習慣病その他各種疾病の発症を予防し、健康寿命の延伸を図ります。

○住み慣れた地域で生活するための基盤づくり

介護予防の推進や高齢者の在宅生活を支援する基盤の整備を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるようにします。また、このことを通じて、地域の活性化に向けた様々な活動に参加できる高齢者を増やすとともに、高齢者人口の村外流出を防ぎます。

○消防・防災対策の推進

消防・防災施設の整備や防災・減災対策の強化を図り、住民が安心して暮らし、安心して仕事のできる村を目指します。また、このことを通じて定住の促進を図ります。

○行財政運営の効率化の推進

行財政運営の効率化により、住民生活に直結するサービスに回すことのできる財源を確保し、住民の生活条件の向上につなげます。

○村民との協働による地域づくり

行政の計画に村民の意見を反映し、村づくり活動に村民が主体的に参加していくための施策をより充実させ、村民がそれぞれの知恵や能力を発揮して活躍のできる生きがいある村を目指します。

(3) 具体的な施策・施策ごとの重要業績評価指標

■施策① 快適に暮らせる環境づくり

数値目標	基準値	KPI (H31)
生ごみ処理設備等補助	8件 (H26)	8件
環境美化活動参加者数	1,500人 (H26)	1,500人
不法投棄物回収量	1,000kg (H26)	900kg
地球温暖化防止対策設備設置補助総数	21件 (H26までの総数)	25件 (H30までの総数)

(1) ごみの減量と適正処理の推進		
「3R (リデュース、リユース、リサイクル) 推進」等によるごみの減量と再生利用を図るため、住民意識の高揚を図っていきます。		
内	容	担当
○生ごみ排出量の削減等による可燃ごみの減量化の促進 ○家庭から出されるごみの資源化の促進とリユース、リサイクルの推進		住民課
(2) 環境美化運動の推進		
身近な環境保全のために、村内ごみ拾い、花の植栽などを通して環境美化運動を実施するとともに、警察との連携等により不法投棄の未然防止に努めていきます。		
内	容	担当
○村内一斉の環境美化運動、花いっぱい運動への参加促進 ○不法投棄防止に向け、警察との連携・協力		振興課 住民課
(3) 再生可能エネルギー普及・推進		
公共施設をはじめ、村民の生活にも太陽光などの再生可能エネルギーの普及を一層図り、地球温暖化防止や電力需要の安定化に向けた活動を促進します。またこのことを通じて、村のエネルギー自給率を向上させ、村外への経済的流出を抑制します。		
内	容	担当
○地球温暖化防止対策設備設置 (太陽光、その他の設備) の普及拡大 ○電力需要のピークカット意識等の普及・啓発 ○再生可能エネルギーの導入に向けた調査、研究及び支援		住民課

■施策② 健康づくりの推進・強化

数値目標	基準値	K P I (H31)
特定健診受診率	56.8% (H26)	60.0%

(1) 生活習慣病の早期発見と発症予防		
<p>住民一人ひとりの生活習慣の改善や、病気の早期発見・早期治療につなげるため、健康診査や健康指導を進め、生活習慣病の予防と重症化予防を図ります。</p>		
内 容	担 当	
<ul style="list-style-type: none"> ○特定健康診査及び特定保健指導の推進による生活習慣の改善支援 ○循環器健診、人間ドック、脳ドック、頸動脈エコー等による健康管理支援 ○受診率向上のための効率的な受診勧奨と効果的な健康指導の実施 ○食生活栄養改善の普及活動の推進 ○母子栄養指導、若い世代への食育活動の実施 ○在宅歯科健診の推進 	健康福祉課	
(2) がん検診の推進強化		
<p>がんの早期発見・治療対策を促進するため、受診の勧奨や普及啓発活動を強化し、受診率の向上に努めます。</p>		
内 容	担 当	
<ul style="list-style-type: none"> ○がん検診の推進及び受診勧奨 ○生坂村がん検診推進事業等の推進 ○がん予防に関する啓発活動の推進 	健康福祉課	
(3) 健康づくり意識の高揚		
<p>住民の健康に対する意識の高揚と予防活動の充実を図るため、関係機関や団体と連携し健康づくりに関する取り組みを進めます。</p>		
内 容	担 当	
<ul style="list-style-type: none"> ○健康推進委員会や地域団体等による地域の健康・体力づくり活動の推進 ○健康増進に向けた高血圧、糖尿病、脂質異常症等に関する生活習慣病予防運動の推進 ○データヘルス(国保)による健康課題への対応 ○感染症等の予防対策の実施と高齢者インフルエンザ予防接種の自己負担軽減措置 ○65歳以上の者への肺炎球菌ワクチンの補助 ○食生活改善推進協議会、ボランティア団体等による地域食材の普及活動や食文化の伝承活動の推進 ○健康ウォーキングの推進 	健康福祉課	

■施策③ 住み慣れた地域で生活するための基盤づくり

数値目標	基準値	K P I (H31)
グループホーム施設数	— (H26)	1 棟
介護予防教室	90 回 (H26)	120 回

(1) 介護予防の推進		
<p>村民の高齢化が進むなか、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が長く続けられるよう介護予防事業の充実を図り、介護認定率の現状維持を図ります。</p>		
内	容	担当
○ロコモティブシンドローム（骨や関節、筋肉等の働きが衰えることにより、要介護状態や要介護リスクが高くなる状態）に着目し、40 歳代からの介護予防教室を公民館事業と連携して実施		健康福祉課
○社会福祉協議会と連携し、70 歳以上の健康寿命を延ばす施策を検討、健康運動指導士による教室の開催		
(2) 在宅生活を続けるための体制づくり		
<p>高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を続けるため、福祉サービスの向上と充実に努めます。また、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活していけるよう、介護予防施設や空き家を利用したグループホーム等の検討、整備を推進していきます。</p>		
内	容	担当
○介護予防施設の整備（グループホーム等）		健康福祉課
○村内各所にある公民館に保健師が出向き、健康や介護予防についての知識の普及啓発、手軽にできる運動の提供		
(3) 認知症に対する住民理解の推進		
<p>認知症に対する正しい理解を進めるために、認知症サポーター養成講座の開催や相談体制の整備を行います。</p>		
内	容	担当
○認知症サポーター養成講座の開催		健康福祉課

■施策④ 消防・防災対策の推進

数値目標	基準値	K P I (H31)
消防団員数	120人 (H27)	120人
気象観測装置設置箇所	1箇所 (H26)	3箇所

(1) 消防団の活動強化と消防設備の充実		
消防団員が活動しやすい環境及び体制整備を進めるとともに、消防関係資機材・設備の充実を図り消防力強化に努めます。		
内	容	担当
	○団員確保と持続可能な体制整備の推進 ○消防団員の安全装備品、消防車両及び小型ポンプ、消火栓、防火水槽、その他資機材等の整備	総務課
(2) 防災情報システムの整備		
防災行政無線施設の整備更新を進めるとともに、Jアラート及び緊急メールの運用や雨量等気象観測装置の整備を進め、情報通信・伝達・収集体制の充実を図ります。		
内	容	担当
	○防災行政無線（同報系・移動系）施設の整備更新 ○Jアラート、緊急メール等の運用 ○気象観測装置の整備	総務課
(3) 防災・減災対策の強化		
自主防災組織の組織力の強化と住民一人ひとりの防災意識の向上のため、講習会や防災訓練等を実施し、体制づくりや意識の定着化を図るとともに、資機材等の整備を進めます。		
内	容	担当
	○自主防災組織の組織力強化 ○災害備蓄品の整備充実 ○住民主導型避難マップ・支え合いマップの普及と避難体制の確立	総務課
(4) 耐震化の推進		
個人住宅や公共施設等の耐震化を進めるため、耐震診断の普及や対象施設等の把握に努め整備を推進します。		
内	容	担当
	○避難施設等の整備及び耐震改修の実施 ○住宅等の耐震診断及び耐震改修の推進	総務課 振興課

■施策⑤ 行財政運営の効率化の推進

数値目標	基準値	K P I (H31)
将来負担比率 (%)	— (H26)	—
税収納率 (現年度課税分)	98.45% (H26)	98.50%

(1) 職員の資質向上と効率的な人員配置		
研修機会を活用した職員の研修を行い、人材の育成に努めるとともに、行政サービスの維持向上のため、効率的で適正な人員配置及び定員管理に努めます。		
内	容	担当
○研修等による職員の資質向上 ○人事評価制度の導入による意欲ある人材の育成		総務課
(2) 行政施策の研究・検証		
施策の進捗管理や目標の達成、課題の解決に向け、効果的な組織体制により推進を図ります。		
内	容	担当
○第5次総合計画及び地方版総合戦略の進捗管理 ○村づくり研究会の開催 ○知恵の輪委員会の開催		総務課
(3) 健全な行財政運営		
国・県補助金や有利な起債の活用と税の収納率向上の取り組みにより、安定的な財源の確保を図るとともに、引き続き事業の一つ一つを点検・評価し、健全な財政運営に努めます。		
内	容	担当
○財政健全化判断比率の向上 ○事業評価の実施 ○村税の課税客体の適正把握と関係機関と連携した収納率向上対策の強化		総務課 住民課
(4) 広域連携の推進		
近隣市町村及び松本広域連合、一部事務組合により事務事業や各種イベント、政策等の連携を進め広域的で効率的な行政を推進します。		
内	容	担当
○広域連合及び一部事務組合等による事務事業の推進 ○近隣市町村等との連携強化		総務課

■施策⑥ 村民との協働による地域づくり

数値目標	基準値	K P I (H31)
村政懇談会参加者数	214 人 (H27)	240 人
いくさか大好き隊員数	11 人 (H27)	15 人

(1) 各種懇談会の実施		
<p>行政の計画や情報を伝え、村民の声を直接聞き村政に反映するため、毎年、村政懇談会を実施します。また、住民及び関係機関と連携した施策の検討・協議を進め村の活性化を図ります。</p>		
内 容	担 当	
<ul style="list-style-type: none"> ○村政懇談会の開催（毎年全 10 区にて開催） ○国や県、J A、商工会、農業公社等と連携した各種施策の検討・協議 	村づくり推進室 全 課	
(2) 集落活動への支援		
<p>人口の減少や高齢化により、道路整備や農地の保全などが困難となっている地域の課題に対する支援や、住民や団体が行う協働による村づくりに対する事業を推進します。</p>		
内 容	担 当	
<ul style="list-style-type: none"> ○いくさか大好き隊員（地域おこし協力隊、集落支援員）による支援 ○地区担当職員の配置 ○生坂村絆づくり支援金による支援 	村づくり推進室 総 務 課	